

「初夏の襟裳岬」

まようせいしよし ほっかいどう

行政書士 北海道

2002年7月

No.251

〈 ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp> 〉
〈 メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp 〉

北海道行政書士会 第43回定時総会 終了



平成14年5月23日、ホテルライフオー札幌に於いて北海道行政書士会第43回定時総会が開催された。

参加者は全道各支部より代議員62名、役員及び委員長29名、傍聴人1名。

深貝副会長の開会のことにより開催され、まずは物故者11名への黙禱が行われた。

会長挨拶の後、来賓の紹介があり、次に表彰が行われ、北海道行政書士会会長表彰を代表村田菊男氏(札幌支部)が授与された。

祝辞の後、議長の選出があり、議長に後平邦彰代議員(札幌支部)が選出され、右記の議案が提案されいずれも原案どおり可決された。

いつもより活発な審議も法改正に対するものや代理権に関するもの、高度情報化対策に関する北海道行政書士会の動向についてなど、今後我々の業務に大きな影響を及ぼすようなものに対するものが見受けられ、各支部会員の問題意識の高さとこれからの行政書士会の動向に対する関心の強さが伺われた。

(文責 鹿野ひとみ)

【定時総会議案】

- 第1号議案 平成13年度事業報告について
- 第2号議案 平成13年度一般会計収支補正予算報告について
- 第3号議案 平成13年度一般会計予備費充当報告について
- 第4号議案 平成13年度決算報告について
 - 1. 一般会計収支計算書
 - 2. 業務用品あつせん特別会計収支計算書
 - 3. 受託事業特別会計収支計算書
- 監査報告
- 第5号議案 平成14年度事業計画について
- 第6号議案 平成14年度収支予算について
 - 1. 一般会計収支予算書
 - 2. 業務用品あつせん特別会計収支予算書
 - 3. 受託事業特別会計収支予算書
- 第7号議案 北海道行政書士会会則の一部改正について
- 第8号議案 役員を選任について



平成14年度 日本行政書士会連合会 定時総会 無事北海道にて終了!

日 時 平成14年6月13日(木) 10時~17時
6月14日(金) 9時~10時
場 所 札幌グランドホテル(札幌市)
2Fグランドホール
司 会
出 席 者 224名/234名(総会構成員数)
議 長 深貝 亨 (北海道会)
副 議 長 加藤 隆夫 (北海道会)

行政書士法改正7月施行を目前にした平成14年度の日本行政書士会連合会定時総会が北海道札幌市にて開催された。

一般会員にとって参加する機会などなく、北海道開催も今後数十年はないとされる中、我々は貴重な経験を行うことができたと思う。

各支部より多数の参加も見受けられ、傍聴人も一時100人を超え、傍聴席は立ち見がでるほど大盛況であった。

総会の内容については後ほど「日本行政」に詳細が掲載されるのでここでは割愛させていただくとして、ここでは北海道会に関するトピックスを紹介したい。

開会に先立ち、片山虎之助総務大臣より総務大臣表彰状授与が行われた。全国の受賞者の代表として北海道会旭川支部の橋本雄一氏が表彰状を授与された。



また、他に北海道会からは小樽支部の中尾道信氏が受賞された。

(※総務大臣表彰受賞者のことは9ページに掲載)

次に日本行政書士会連合会会長表彰があり、これも代表として佐藤良雄北海道会名誉会長が受賞された。

ほかに北海道会からは元北海道会副会長の佐々木英壽氏、葛西彰理事も受賞した。

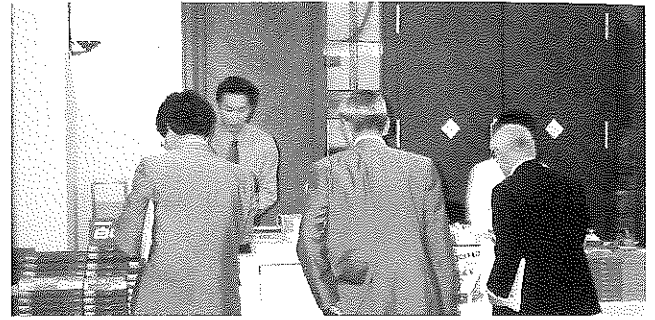
定時総会次第

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 歓迎の挨拶
4. 来賓祝辞
5. 総会成立宣言
6. 議長、副議長の選任
7. 議事録署名人の指名
8. 議事運営委員会の報告
9. 議案審議
 - 第1号議案 平成13年度事業報告
 - 第2号議案 平成13年度決算報告
・決算報告書
・監査報告書
 - 第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)
 - 第4号議案 日本行政書士会連合会役員選任規則の一部改正(案)
 - 第5号議案 平成14年度事業計画(案)
 - 第6号議案 平成14年度予算(案)
・平成14年度予算書(案)
 - 第7号議案 役員(理事)の補欠選任
10. 議長・副議長の退任
11. 閉会のことば



質疑応答等、兼務で大活躍されていた。

また、定時総会開催地である佐藤隆一北海道会会長は歓迎のあいさつを述べられた後、日行連の総務部長でもあり定時総会の担当部であることから総会成立宣言に始まり、



また、お土産コーナーも定時総会実行委員会の方々や札幌支部の協力により大盛況であった。

議事運営委員会には北海道会より函館支部の佐藤聡副会長が参加され運営に務められた。

2日目は、前日の質疑応答があまりにも白熱したために時間内に終わらない可能性が出てきたため30分繰り上げて8時30分より開催されたが、つつがなく終了した。

また、議案に対する質疑応答に際しては毎年80件程度の質問しかないところだが、とくに行政書士法一部改正（第19条に関するもの）やオンライン一括法案、行政書士の法人化、司法制度改革における行政書士の位置づけなど問題が山積しており、第1号議案（平成13年度事業報告）のみで79件（全部で152件）もの質問が集中し、今後の業務への影響の大きさを改めて感じた。

今回の定時総会は従来にないほどの質問事項があり代議員、単位会や各会員の日行連に対する期待と関心の深さを如実に物語っていたように思う。

今回、議長を務められた深貝亨代議員・副議長に加藤隆夫代議員も全国の代議員の迫力に負けることなく冷静に議事を進めたが、第1号議案の質疑応答の多さに若干スケジュールが遅れ第1日目は消化しきれないまま終了するほどの熱気を帯びた総会であった。



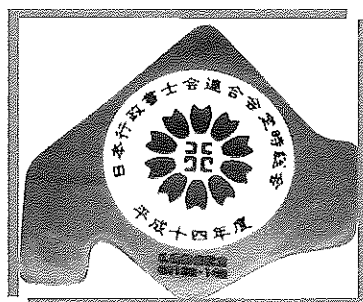
その後は日本行政書士政治連盟の定期大会へと移行するため、10時に総会は終了した。本定時総会は白熱した論議と各会員にさまざまな問題を提起して大盛況のうちに終了した。

休憩の合間に北海道会からのお土産として代議員に手渡されたものは、北海道をかたどった中に行政書士の紋章が書き入れているチョコレートであった。全国的に有名になった「白い恋人」の石屋製菓に特別注文したもので、他では決してみることの出来ない貴重なものである。

最後に、2日間に渡り傍聴席の最後尾にて札幌支部の江谷清和会員と苫小牧支部の佐藤文則会員が北海道行政書士会ホームページ上で最新の技術を駆使してリアルタイムで会場の写真を流し、臨場感あふれる中継をしてくださっていた。

現在、HPでは写真と簡単なコメントしか掲載されていないが当日こられなかった方々は会場の雰囲気だけでも味わえることと思うのでぜひご覧いただきたい。関係者の方々、本当にお疲れさまでした。

(文責 鹿野ひとみ)



第22回 日本行政書士政治連盟 定期大会 終了



日本行政書士会連合会定時総会の後、同会場にて午前10時30分より定期大会が開催された。

出席者は184名/234名（構成員）。

我が北海道会からは、議長としての名裁きに定評のある函館支部の佐藤聡副会長が議長となり議事進行をスムーズに進めたことによりつつがなく終了。

議事運営委員会として北海道支部からは酒井正副会長が運営に務めた。

任意加入が原則とはいえ、単位会によっては強制加入が現実となっているところもあり会費の問題や、政治連盟に報告されている会員数との現実の実会員数との差による切迫した問題などを抱えながらも今後どのような活動を展開していったらよいかを真剣に討議していた。

引き続き加入者を増やし組織率を上げることで組織拡大となり活動もまたさらに発展していくとすれば我々の業務に多大なる影響を与える法改正も日政連抜きにしては考えられず、今後の活動と方針に注目していきたい。



【平成14年度運動方針(案)】(抜粋)

I. 基本方針

① 行政書士制度の充実と行政書士の社会的地位の向上をめざす。

21世紀を迎えた今日、行政書士を取り巻く環境は急激に変動しており、行政書士が自ら変革を図りながら状況の変化に対応していく必要がある。行政書士制度50周年を経過し、更なる制度充実の年と位置付け、次世代に通用する行政書士制度確立への礎となる法改正を行う。

特に、昨年は行政書士の永年の悲願としてきた代理権を含む行政書士法の一部改正が出来た。これは、行政手続の専門家として中央政府から地方自治体等官公署に対する手続を業とする行政書士が電子化にも対応できるように改正を行ったものである。しかし、社会が求める規制改革・地方分権・司法制度改革・IT社会化、並びに特殊法人等の見直し等、経済社会の変遷に合わせた21世紀の行政書士の将来像を構築し、国民の利便に資する行政書士制度の確立に寄与する。

(以下タイトルのみにて省略)

② 国会対策と選挙の取組を強化する。

③ 組織の強化と財政の確立を図る。

II. 運動の具体的方針

① 行政書士法改正の推進

② 各政党との連携を深め、行政書士制度の充実発展を図る。

③ 国会議員・地方議員に対する行政書士制度のPR活動。

④ 道路運送車両法一部改正阻止の継続。

⑤ 職域の確保・拡大による行政書士の社会的地位の向上。

⑥ 衆議院議員選挙への対応。

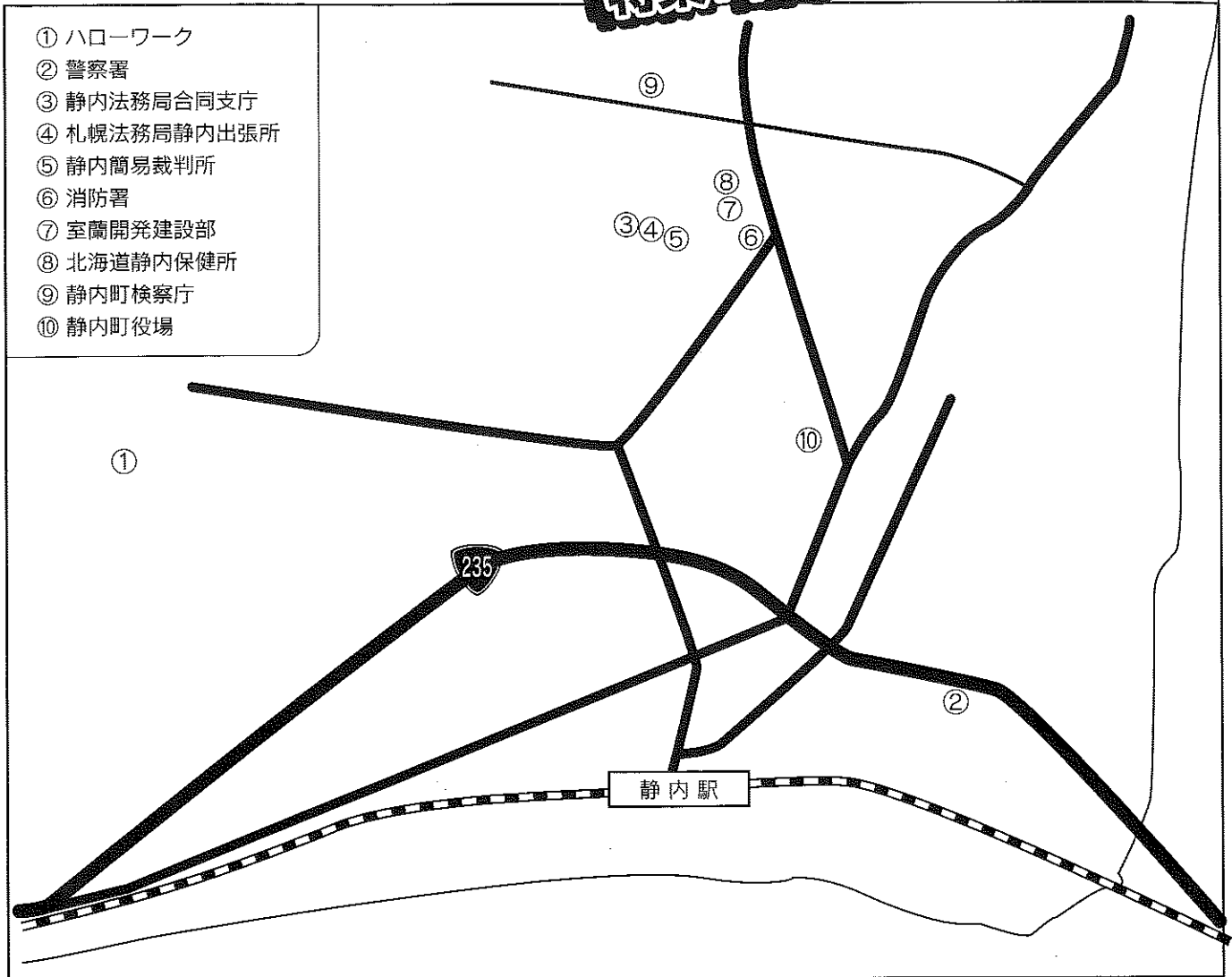
⑦ 地方選挙等への対応。

⑧ 組織の強化と財政の確立。



map

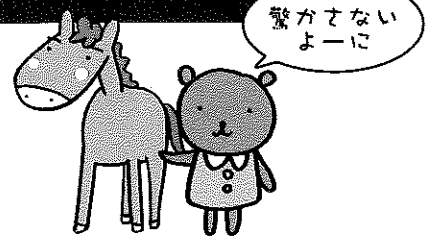
特集! 日高



牧場見学のマナー

■ 遠くから静かに眺めましょう。

馬は、とても温厚な性格で感受性が強く記憶力も抜群。そして強い防御本能を持っているので、聞き慣れない音や見慣れないものにはとても敏感です。ひどい時には、パニック状態になる事もあるので、大声・クラクション・カメラのフラッシュ等で驚かさないようにしましょう。



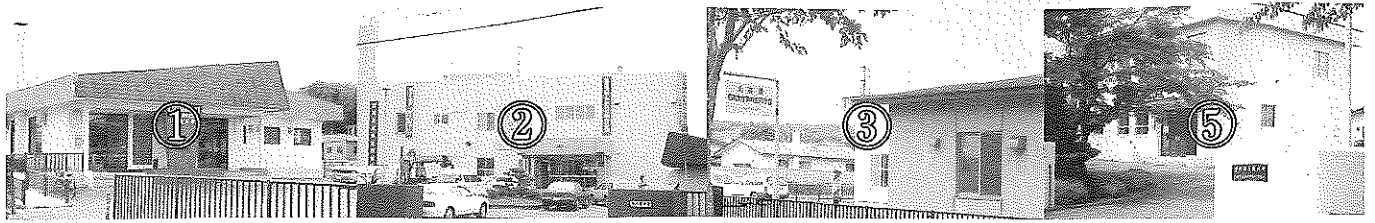
牧場見学したいと思ったら!

1. 牧場見学は、競馬馬のふるさと北海道案内所 ☎01464-3-2121にお問い合わせ下さい。
2. 見学時間は、9:00~11:30頃/14:30~16:00頃 (牧場によって違います)
3. 見学先の牧場に事前に連絡してください。

牧場についたら

1. 指示に従ってください。
2. 食べ物や飲み物は絶対に与えないで下さい。
3. カメラのフラッシュはご遠慮下さい。
4. 大きな声や音を出さないで下さい。
5. 危険ですから馬に触らないで下さい。
6. 厩舎や牧草地には無断で入らないで下さい。
7. 牧場内は禁煙です。



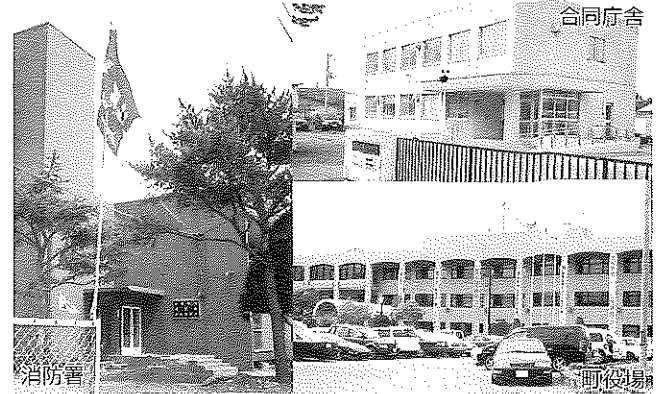


1

静内のお役所

北海道の背骨と言われる日高山脈に沿うように9つ町があり、その最南端はあの名曲で有名な「襟裳岬」を擁し日本有数の名馬の産地としても知られる日高支部の中心部の静内町に伺いました。

- | | | |
|---------------------------|--------------|--------------|
| ① ハローワーク | 山手町5丁目10-8 | 01464-2-1734 |
| ② 警察署 | 古川町1丁目3-22 | 01464-3-0110 |
| ③ 静内法務局合同支庁 | こうせい町2丁目2-10 | 01464-2-1489 |
| ⑤ 静内簡易裁判所
札幌家庭裁判所静内出張所 | こうせい町2丁目1-10 | 01464-2-0120 |
| ⑧ 北海道静内保健所 | | |
| ⑨ 静内町検察庁 | こうせい町2丁目2-1 | 01464-2-0118 |
| ⑩ 静内町役場 | 御幸町3丁目2-50 | 01464-3-2111 |



菊地先生—多少反対運動がありますが、それほど積極的ではないようです。浦河町は丸となって支庁存続のために反対してますよね。

それについては時代の流れで仕方がないかと思いますが、やはり、あるものがなくなるといった抵抗はありますね。浦河町ばかりが反対ではなく、浦河町に支庁がなくなれば、ここを通ることもなくなるので、現実的にここ静内町も反対ですね。

2

日向寺先生の事務所にお邪魔しました

今回は日本行政書士連合会相談役の日向寺先生の事務所にお邪魔し、日高支部の支部長である菊地先生、進藤先生と工藤先生にお話を伺いました。

日向寺先生—日高支部は門別町、平取町、日高町、新冠町、静内町、三石町、浦河町、様似町、えりも町と9カ町村あります。

菊地先生—うちの会員さんは日高町が空白ですが、それ以外は全部いらっしゃいます。

日向寺先生—資格者はいるんですが、なかなかね、役場を退職して開業するかって言う仕事の絶対量が少ないからね。

皆様、兼業の方が多いのですが。

日向寺先生—そうね、半分以上は兼業かな。我々の仕事自体が、兼業の仕事に付随してあるような農地の許可とかあるいは支払命令の内容証明とか、権利義務関係の仕事が多いですね。

4年後に日高支庁が統廃合されると聞きましたが？

今後支部の動向はどうなるのでしょうか

菊地先生—如何なんでしょうね。私にはほとんど予測立ちませんが。日向寺先生は、ずーっと日高支部も見てきていらっしゃるし、北海道会も見てきていらっしゃるし、生き字引みたいな方ですものね。

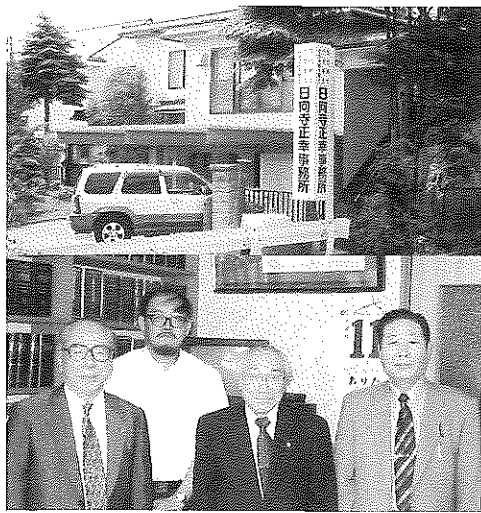
日向寺先生—まあそうだね。例えば、えりも町に3人いるけれども1人は兼業で、1人は自動車会社、もう1人が専業ですね。様似は兼業で、浦河は4人いますけど専業は1人ですね。なかなか専業でやっていくのは大変です。進藤先生の所も社労の方が多くでしょう。

進藤先生—そうですね。

菊地先生—平均年齢は高い支部かもしれませんね。

日向寺先生—役所のOBが多いからね。

この並びに裁判所と法務局があってね、便利なんだけど、日高には簡易裁判所が2箇所あって、ここ静内と浦河なんだけど法務局も統合されて今は浦河と静内と門別にしかないんだね。簡易裁判所統合のときはみんな運動して判事の住宅は静内に立ててもらったんだが、いまは浦河と静内に判事が1人で兼任していて、浦河まで通っているんだよ。



日向寺先生 菊地先生 工藤先生 進藤先生

各会員が理念を高く掲げ、社会に貢献できるような事務所経営に努めて頂きたいものです。

☝ 最近は電話で何件か聞いてみて安いところに仕事を依頼する傾向が見受けられますね。

日向寺先生 - 自由競争の社会では仕方ないかもしれないけど、そんな中でもある程度会が指導していかないとね。

菊地先生 - ところで日向寺先生、実務年数長くなりましたね。

日向寺先生 - 勲五等双光旭日章受賞したことだしあと数年で50年になるから、今度は私がこの地域に奉仕しようと思ってますよ。

進藤先生 - そういえば新聞で司法書士会が訴訟代理権を取ったってありましたね。

日向寺先生 - それはね、それを担保する研修会をやって、試験を取ってくださいよってことなんです。簡易裁判所だけでもね。これも来年からです。行政書士も代理が出来ても双方代理は出来ないしね。

菊地先生 - 私たちはこういう経験を先生方に教えてもらって、意識としては高いところにあると思いますよ。他の支部長さんより気が楽かもしれない。

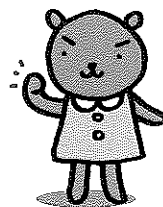
進藤先生 - 家族的な雰囲気です。

日向寺先生 - でもね、小さな支部だけでもね、何かやるとか研修会とかは出席率は殆ど100%だからね。

進藤先生 - 距離は遠いけどみんな集まるなんて立派なものだよな。

進藤先生 - ところでね、話は変わるけど、支部の統合するって話がでていますよ。人数が少なくて支部として機能しないならば統合も仕方のない話かもしれないが、日高は支部として機能しているわけだし、研修会もやるべきことはやっているし、監察月間なればやるし、本会で決めた内容については一通り全部こなしているので出席率もいいということであれば統合する必要がないと考えます。

☝ 本日はありがとうございました。



今回は根室支部に鹿野ひとみ編集委員長がお邪魔します。面白い情報や美味しい店等ありましたら是非教えて下さい!!

*** お詫びと訂正 ***

5月号の「支部ドットコム特集! 苦小牧」中、社労業務を行うことができる会員の登録につき「57年以前」とあるのは(5ページ左段9行目、同ページ右段24行目)、「昭和55年8月31日以前」の誤りです。訂正のうえお詫び申し上げます。

(会報編集委員)

☝ 支部の活動は如何ですか?

日向寺先生 - ええ、やっておりますよ。日高支部だけでなく、苦小牧支部、室蘭支部と合同で研修会を行っております。これはもう恒例のものです。

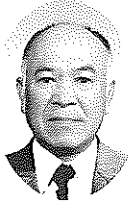
菊地先生 - 3支部研修会提唱支部がうちだったんですよ。進藤先生が支部長だった時代に、僕が役員で入った頃だったと思いますが、他支部として交流会をもてませんかと提案したところ、当時の室蘭の村上支部長と苦小牧の河合支部長と進藤支部長との話し合いの結果スタートしてもうあれも14年くらいになりますね。最初スタートの時には小樽支部も入って4支部合同でした。それと支部単位では最低2回ですね。しかし今はリーダーシップをとるべき支部長の業務経験が少なく、教えていただく事ばかりなんです。

日向寺先生 - やっぱね、支部の組織、リーダーになる人は行動力のある人でなければね。仕事に専念して、支部のことを何にもしない人は困るね。会のこと半分以上のウエイトかけてやるくらいじゃないと全体的なバランスが取れませんもの。

菊地先生 - 今年の3支部研修会うちが担当で宿泊もアポイントで決まっていますが、今年は代理権について研修したいと思っています。せっかく取得した代理権だけでも、こんなところ気を付けないといけないよとか、テーマを考えてみたいなと思ってます。喜んで仕事をとったはいけれど、それで失敗してしまうと、痛手も大きいでしょう。

日向寺先生 - 代理の問題でも行政書士がどこまで業務を出来るのかといったことは具体的にまだ、事例がないからね。いろいろ問題が出てくるかな。やっぱりね、会が中心になって指導していかないとどういった事になっていくのか解らないでしょ。報酬額表のことにしても、法律的に撤廃された訳だからそれぞれが自分で作成掲示しておりますが、僕らにしてみれば会員それぞれまちまち報酬額表があって当然ですが、お客さんが変な印象を持たれるのも現実です。また仕事を受ける側にしても同じ1枚の書類であっても、それぞれコストに差も出てくるだろうし、今まで経験から言って私の事務所に掲示している報酬額表はコスト的に妥当だと思っていますよ。

総務大臣表彰を受賞



北海道行政書士会会員
中尾道信

【総務大臣賞受賞に際して】

この度の、総務大臣賞受賞に際し身に余る光栄と存じます。

昭和45年1月14日北海道行政書士会に入会して爾来、この職を生業とし只、書類を作る職人の如く30年余り続けられたのは、行政書士として、及ばずながらも、上質な仕事をしたいと云う思いに他なりません。

又、何よりもご指導、ご助言下さいました、先輩の先生方、仲間の諸先生に支えて頂き、より充実した職務に専念することが出来ました。

私は自分の在り方のみで今日に至っており、このような賞を頂く値が有るのかと、己を省みる中にも大きな励みとなっております。今後は、この賞に恥じることのない様、精進する所存で御座います。

profile

行政書士歴	昭和44年11月4日 昭和45年1月14日～現在 昭和58年5月23日～平成9年5月30日	北海道行政書士名簿登録(後志44年第9号) 北海道行政書士会入会(第1185号) 北海道行政書士会 理事
その他	昭和31年4月1日～昭和44年3月31日	横間建設工業株式会社 勤務
賞	計 平成2年6月20日 平成2年9月14日 平成7年5月26日 平成13年2月22日	日本行政書士会連合会会長より表彰状授与 北海道行政書士会会長より表彰状授与 北海道知事より社会貢献賞授与 日本行政書士会連合会会長より表彰状授与

北海道行政書士会会員

橋本雄一

【総務大臣賞受賞に際して】

受賞者を代表し、一言御礼を申し上げます。

本日、ここ北の街札幌市で開催される平成14年度日本行政書士会連合会定時総会で私共25名は、総務大臣表彰の栄に浴しましたが、これひとえに長年にわたる皆様方の温かいご指導の賜物と、心から感謝申し上げます次第であります。

私共行政書士は、常日頃地域住民の方々求めに応じ、行政と国民のパイプ役としての役割を担うとともに、住民生活並びに経済活動の利便の向上についての役割を果たして参りました。

本年7月1日から施行される行政書士法の改正により、私共が長い間待ち望んでいた代理権が付与されることになりましたことは画期的なことです。

私共は益々住民サービスの向上に努力し、日々研鑽を怠らず、更に努力を重ね、又その資質の向上に努めて参る所存であります。

これからも、本日の感激を忘却すること無く、行政書士倫理綱領を遵奉し、社会的使命を果たして参りたいと思っております。簡単ですが受賞者を代表して、御礼のことばとさせていただきます。ありがとうございました。

profile

行政書士歴	昭和27年11月20日 昭和35年10月6日～現在 昭和39年2月24日～昭和41年2月20日 昭和47年2月28日～昭和56年5月31日 昭和56年6月1日～昭和62年5月31日 昭和62年6月1日～平成9年5月30日 平成9年6月4日～平成11年5月28日 平成11年6月7日～平成13年5月25日	北海道行政書士名簿登録(留萌市27年第1号) 北海道行政書士会入会(第81号) 北海道行政書士会 理事 北海道行政書士会 理事 北海道行政書士会 常任理事 北海道行政書士会 理事 北海道行政書士会 選挙管理委員 北海道行政書士会 選挙管理委員
その他	昭和35年4月1日～昭和57年12月30日 昭和58年5月1日～現在 平成元年6月30日～平成4年5月30日 平成2年11月2日～現在 平成2年12月29日～平成9年5月30日	株式会社橋本事務所 取締役 有限会社はしもと技建総合事務所 代表取締役 株式会社現代工業 監査役 株式会社道北興業 取締役 株式会社併合組 勤務
賞	昭和40年10月13日 昭和50年8月25日 昭和55年5月26日 昭和55年5月26日 昭和55年6月26日 昭和60年10月16日 平成13年2月22日	北海道行政書士会会長より感謝状授与 北海道行政書士会会長より表彰状授与 北海道知事より感謝状授与 北海道行政書士会会長より表彰状授与 日本行政書士会連合会会長より表彰状授与 北海道行政書士会会長より表彰状授与 日本行政書士会連合会会長より表彰状授与



コラム3 〈行政書士のリストラ〉

北海道行政書士会 名誉会長 佐藤良雄

バブル後10年余り、社員を増やすどころか減らしたうえ、店舗・工場を売却し、車輛は廃車まで使い切るなど、経費の節減と生産性の向上に血のにじむ様なリストラを実施してきた会社だけが生き残っているのは誰もが否定できない。

ところが個人や家庭の損益分岐点がどれだけ修正されたのか？給与と収入が伸びる可能性が少ないばかりか、失職リスクは高まるばかり。中高年サラリーマンの転職が簡単に決まらないのも家計が過去の高コスト体質のままである事が大きな理由。

行政書士事務所のコストを減らす為には経営者個人の収益構造も見直しは不可欠。不要な賃貸アパート、大きな自宅、ゴルフ会員権も含め、収益を生み出さないものや将来リスクに変わる可能性のあるものはさっさと処分し、家計の損益分岐点を下げる努力をお早めに！

— 行政書士のこれまでの業務から —

鹿野：本日はお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。

昨年、佐藤隆一会長が新会長になり新体制として新たな特集を会報の中で取り組みたい要望がありました。そこで、改正行政書士法の施行が今回ありましたので「代理権」を題材にしていこうとこれまで特集を組んできました。会報編集委員会は毎週勉強会を開催して、代理権と一口に言っているが、そもそも代理権とは何かという疑問からスタートしました。初級編、中級編、上級編と皆さんには会報にて日を通して頂いていると思います。この特集が掲載されてから事務局に寄せられるご意見番にも非常に反響がありまして、「代理権を付与されたことによって何がどこまでできるのか」という質問が目立ちました。私達もそこを明確にしていきたいと一生懸命勉強してきたわけなのですが、結局明確な答えというのは未だ出ません。今日お話の中で皆様のご意見を参考に代理権が付与されたことによって行政書士の業務がどのように広がっていくのか忌憚のないご意見をきけるといいなと思っております。

本日はいろいろな業務歴の方がいらっしゃいます。長く業務をされて来た方には今までこうだったが代理権があったらこのように変わるのではないかとこの部分などを教えていただければと思います。代理権がなかったことにより過去の我々の業務はどうだったのか、そして代理権を授与されたことによりこのような事が楽になるのではという予想をお聞かせ願いたいのですが、滝沢先生、いかがでしょうか。

滝沢：そうですね。私の業務の範囲から申しますと大きく分けて2つの業務がメインとなります。ひとつは帰化申請や在留資格などの渉外関係が業務のメインになっております。もうひとつのメインは風俗営業です。

そのなかでまず渉外関係なんです、これについては行政手続法の規定によってもともと適用除外になってるんです。だから本人申請主義、これは改正法施行後も変わりません。風俗営業関係は警察の取締りの業務ですのでこれは申請者本人の確認あるいは申請実態を確認するというのが基本です。これも代理して申請することも可能ではあるのですが、私の事務所では代理申請はしない。ただ、やるのは警察署の窓口と同行して申請をする。

それと必ず現地調査に本人とともに立ち会う。代理権が付与されたからといって、私の業務形態が変わるということはないと思います。私はもともと代理とは馴染まないような分野で仕事をしてきたので、残念ながら今その辺しかお話しできないんですね。風俗営業は警察が取締まるものですから代理するといっても責任は負えませんよね。責任を負えないことまで代理するということは業務には馴染まないということになると思います。

上林：特集代理権の記事を読ませていただきました。上級編の中で各業務がページ9に農地転用、産廃、建設業許可、経審、経営分析と列挙してありますが、これらを代理申請して一回も委任状を求められたことがないのですよ。果たして今までがだめだったのか、ウチの場合は渡島支庁ですが、渡島支庁から本来ならば委任状を求められるべきだったのが暗黙の了解でできていたのか、疑問に思っています。先日、農地転用許可を上磯町でやったのですが、このときは農業委員会から委任状を求められました。産廃の申請では委任状を求められたことはありません。だから許認可申請については通常どおりの変わらないのではないかと気がしています。

逆に私が皆さんにお伺いしたいのは裁判所に提出する書類や契約書などそのあたりの申請がどうなるのか実は勉強したいという気持ちですね。

林：わたしも許認可申請が多いんですけど、これまでも委任状というような話は特になくて、申請してその場で訂正しています。

十勝地区では、代理権を付与されてその責任を取れるのかとずっと話しておりました。何も勉強せずに代理権を行使することにより逆に行政書士が訴えられることがあるのではないかとこの心配があります。

改正法施行後の具体的な代理権の行使については私達も勉強不足なので、実際に勉強しようということで今年度から何人かで民事や代理の勉強会を今立ち上げる準備をしているところです。

斉藤(雅)：私の場合は貿易の関係で契約書の作成を依頼されるのですが、その内容を自分の判断で勝手に変更する場合があります。その都度依頼人に確認しなければいけないということと相手方と契約で立ち会う時自分にはどこまで権利があるのかよくわからないのです。

土井：民間における契約代理ですね。許認可申請の申請代理については、単なる使者ではなく申請代理をしてきたというこれまでの実態が改めて明文化されたわけです。一般的に考えられることは、許認可申請でも事前に依頼人から委任状を取りつけておけば、官公署の担当官とのやり取りで行う過誤訂正については委任状を添付して申請すれば問題はなかったのです。この場合、我々の職印で訂正することも可能です。行政書士法に明文化されたことによって、今後はやりやすくなるでしょう。斉藤さんの場合は、貿易の契約代理を依頼した依頼人との間でどこまで詰めるのかという部分について、具体的に私たちと依頼人との間の契約書と委任状に明示してさえおけば権限と責任の範囲が明確になった上に依頼人の代理人として相手方と折衝して契約書の作成ができるようになります。



特別
座談会

参加者

- 滝沢俊行氏 (札幌支部中央区) S60.10 登録 49歳
- 高尾雅紀氏 (札幌支部中央区) H13.10 登録 40歳
- 松山文史氏 (札幌支部厚別区) H13.1 登録 28歳
- 上林善和氏 (函館支部) S54.10 登録 55歳
- 林 泰則氏 (札幌支部) H8.11 登録 53歳
- 植木大輔氏 (旭川支部) H12.2 登録 31歳

会報編集委員(敬称略)

- 田中浩貴 (会報編集委員 札幌支部) H12.1 登録 27歳
- 西 直人 (会報編集委員 札幌支部) H10.10 登録 28歳
- 高橋孝一 (会報編集委員 札幌支部) H11.18 登録 41歳
- 鹿野ひとみ (会報編集委員 札幌支部) H7.11 登録 38歳

広報部(敬称略)

- 土井 伸 (広報部長 空知支部) S53.12 登録 53歳

アドバイザー

- 藤原昌吾氏 (総務部長 札幌支部) H8.4 登録 54歳

— これから行政書士の進むべき方向とは —

鹿野: それで、ここで少し代理権に関し出てきた問題として他の隣接法律専門職との職域をどうするのかという問題があります。またそれとは別にそこに自分の業務分野を求めず全く新しい分野を開拓していくべきではという意見もあります。そのようなという考えは逆に業務歴の浅い会員のほうが先入観もなくさまざまなことを考えていると思うのですが、その辺について可能性の是非はともかくまずは忌憚のない意見をお話してもらえればと思います。植木さんと松山さんはどうお考えですか?

植木: 新入会員にとって比較的取り組みやすい業務というは何ですが、私は車庫証明もしております。しかし、そういう業務はどんどん自由化の流れに飲み込まれてきているので、行政書士というのはいかにその専門性を発揮し、人のやらないこと若しくは簡単にはできないことをしなければダメかというのを強く感じています。危機感があります。希望もあります。

上川支庁管内、とくに旭川市はさまざまな申請において窓口のチェックが厳しいというお話を他管内の先生からよく聞くのですが、代理権を行使することによって業務の範囲が広がれば良いなと思っています。

松山: 僕はオンライン申請ですね。私の認識としてはまだまだ紙ベースの申請が続くのではないかと思うのですがその辺りでも我々ができることはまだ他にあるのではないかと思います。具体的には内容証明1枚出すのに配達証明が結局依頼人の所へ行ってしまうという事がありますが、そういうことも含めて私は全部管理しています。いわゆる街の法律家として弁護士ができないような案件を積極的にやっけていけるかなという気がします。

鹿野: デジタルデバインドとかそんな方達に代わって申請してあげることでまた一つのビジネスチャンスがあるのかなというふうにも考えられますし、また、法律改正になり行政が変わったところに我々のビジネスチャンスがあると先輩から教わってきておりますのでその辺もこれからの業務拡大への一つのヒントとして考えていければと思っております。

さて、ここからは訴訟性のあるものに関する業務や弁護士法72条に抵触しそうな分野について少し検討してみたいと思います。先にADRについてもいろいろあると思うのですが、西さんいかがでしょうか。

— 民事とADRについてどう取り組むか —

西: 前号でADRについて特集しました。裁判外紛争処理若しくは代替的紛争処理と呼ばれているものですが、この分野にどう積極的に参加していくかというのも行政書士の新たな道筋だと思います。現在、司法制度改革推進本部からの報告を受けて、日行連でも行政書士が積極的に調停委員等に利用されるようにと動いています。

篠原: 調停委員登用の動きはあるのですがまだ白紙の段階です。旭川支部や函館支部では進展があります。今後だんだん広がっていくとは思いますが。

西: ADRの種類から言えばまずは裁判所管轄型のADR。調停斡旋だとかというものと独立型のADR。独立的な法人があってそこで話し合いで解決するという事です。それと民間型ADR。民間のPLセンターなんかがそうです。調停斡旋というのはむしろ司法型ですから行政書士が独自性、自らの資格の専門性を発揮するのであれば、司法型ADRに参加するのはもちろんのことですが、むしろ民間型の方にも積極的に参加するべきではないのかなと思われま。

鹿野: 行政書士は街の法律家とされています。個人の依頼人や無料相談会に来る方はちょっとしたことだけれどもどうしたらいいのかわからなくて法律的な判断を求めに相談に来ます。そういう部分を代理権というものを活用して行政書士がどう解決して市民の方達に貢献していけるのかこれも我々の今後の大きな課題だと思います。

上林: 示談書の作成はどうでしょうか?

土井: 示談書の作成は問題ありません。現行法でも認められているものです。ただし、7月1日までは法定業務として示談交渉はできなかった。そうは言ってもそれでは仕事にならないのでこれまでも相手方との折衝はしてきたわけですが。

篠原: 今から30年ぐらい前に札幌で馬場さんという行政書士で示談行為を何回も繰り返して弁護士会から告発されて逮捕された。これについて札幌地方裁判所と高等裁判所の判決が出た。札幌地裁の判決では少額で簡易なもので弁護士が入っていないものについてはいいんだということで無罪になったんですが、それに検事が控訴して結局無罪でなくなったわけです。その流れが、今の司法改革でもある意味追い風となって隣接法律専門職への法律事務の開放につながっている。そのときの最初の第一審の判決は少額であるからいいと。少額だからいいということでなくて、もうひとつはそういう人を助ける、そういう人を擁護できる法の隙間がある。だからその人が少額でやるのは問題はないよということで無罪になったのですが、高裁で引っくり返された。そういう経過です。だから流れとしては僕たちのやっている業務と弁護士の業務は重なっている部分が多くあってその中の事件性をどう捉えるかなのですよね。事件性、訴訟性、争訟性とか。30年後になってやっと流れとして全体にそういうことに日がいつている。それが今の司法改革の方向だと思うのです。そうすると希望的なことですが、実践を踏まえて研修していかなければならないし、実績と研修を積んでいかなければならない。

滝沢: 私の事務所の事お話しすると今まで民事関係、開業したころ民事関係を非常に多くやっていたんですけど今は一切そこから手を引きました。コネクションの中で弁護士にお願いしたりしています。民事関係はリスクが非常に大きい。私はそういうのは一切やめていわゆる行政書士プロパーの仕事で

しよう。むしろ他の士業からも誰からも文句言われなことを専念すればわざわざグレーゾーンに近づいてそこまでやる必要はない。行政書士の抱える分野はまだ他にたくさんあるというふうに判断しまして人とバッティングしない、人と喧嘩しない、私だけがやればいいとそういう分野を開拓したいなということでやってきました。

代理権というのは一つの象徴的なもので、代理権をどうするか議論するのはなかなか難しいと思うんですけど、これからどうなっていくのかという中で議論されればいいのかと思います。実際、司法制度改革のもとで今後司法修習を修めた法律家が毎年、毎年3千人増えてくるのです。公認会計士も3千人増えてくるんですね、毎年。こういう方たちが圧倒的に出てきたとき我々はどうすべきかという現実的な問題がありまして、その中で自分達が本当にできるのが何なのかということをもう少し真剣に考えていくべきではないかなと思います。



— 他士業との共存共栄 —

上林：僕は今滝沢先生がおっしゃったことにまったく賛成なんです。実際現実に事務所経営はそうなのです。紹介回した方がリスクは少ないし次の仕事につながるという現実があります。それはそれとしても、函館支部では函館市役所で無料相談会をやっています。我々が交代で年2回当たっているのかな。行政書士の法律相談が非常に評判いいというのは事実です。行政書士の「人」がいいということです。我々が勝手に言っているわけではないのです。それは自信持っていいいのかと思います。

鹿野：民事とか境界線の部分とかのお話にずいぶん触れていたと思うのですが、我々が業務としてできない部分をきちんと理解していないとできる部分が見えてこないと思うのです。今後各士業は何ができるのか。この士業の独占分野はここなのだという認識をきちんと把握していただかないと。そして、許容範囲はここなのということが理解できないといけません。その中であればどういった分野に取り組んでもいいと思うのです。去年取材に行った際、函館支部の皆さんがお話されていたのは、各士業がきちんと住み分けしているというお話でした。こちらの士業ではここまでやる、あちらの士業はここまでやるよ、しかし最初

**の入り口は行政書士がやりお互い共存共栄しているのだというお話を聞いてきました。

植木：隣接法律専門職のお話がありましたが、グレーゾーンをいかに自分なりに吸収するかというか、どうグレーゾーンを判断するかが大切だと思います。グレーゾーン=やっちゃ駄目ゾーンと思っちゃうと、それだけでネガティブな行政書士がまたひとりできあがります(笑)。グレーゾーンをいかに自分なりにマスターしていくのか、実体験の下積みと法律知識の蓄積というバックボーンがないと対応できないと思うのです。

林：十勝は税理士や司法書士の兼業者が多いのです。その中で私自身もこれはどこまで受けてよいのかな、これを受けて損害を与えてしまった場合、自分にどれだけ乗り越える能力があるのかとか不安になることがあります。賠償責任補償保険に加入するのは当然のこととして、最大のリスク管理というのは、自分たちの研鑽だと思うのです。今、行政書士に求められているものは何かなといつも考えているのですが、たとえばワンストップサービスであったりデジタルデバインドへの対応ですとかそういう部分での独自の業務もあるのですけれども。しかし、本当に市民のニーズというのはいかにあるのか。確かに争訟性のある事件というのは弁護士だよと言われてるのが、ちょっとこんなことなんだけど相談したいってありますよね。弁護士が引き受けたがらない案件などは必ず電話がかかってくる。街の法律家と謳っている以上「それは私にはできません」とは言うてはいけないと思います。

鹿野：それでは、リスク管理という話に移りたいと思います。私たちは、司法試験をくぐり抜けて司法修習を修了してといったプロセスを経て事務所を開設してはいません。法律問題を解決するという実経験もすべての行政書士が豊かに持ち合わせているわけでもありませんよね。

— 自己責任とリスク管理 —

滝沢：保険についてはですね。賠償責任補償保険がどういった内容について補償しているのかについてもっと認識する必要がありますよね。こういった場合には出るけどこういった場合には出ない。きちんと把握してなきゃいけない。大きな金額を扱って、つまり依頼人の経済的利益の大きな案件を扱って大きな損害賠償を請求されそうな場合、他の士業はそれ相応のお金を支払って保険に入っているのです。判例にもあるように、建築士とか医者など専門家に対する責任は特別に重いんです。改正法施行後は、代理権の行使に伴って、当然裁判所が認定する行政書士の責任は今以上に重くなります。そういう意味ではやはりそこらへんはきちんとしておいた方がよいと思います。それなりの金額しか払わない保険はそれなりの補償しかないというのは当然ですよ。そういう部分も私たちが変えていかなきゃならない。まずは加入する。そして内容を詳しく知ること。そのうえで制度の改善、充実を図っていく。そういった姿勢が大切じゃないかなと思います。

鹿野：そろそろ時間です。具体的にこれができるという

結論には至らなかったのですが、一つの今回の話題として皆さんが実際に現場で接していて抱えている問題はやはり民事であり、今後この問題にどう取り組んでいけばよいのかということで私たちが期待されている将来像が少し見えてきたように思います。みなさん、最後に一言どうぞ。

— 現場の声と今後の展望 —

林：そう考えていくと司法修習制度のように、行政書士が自らの能力を確保して担保することができるような仕組みを設けるべきではないでしょうか。それと業務についてはさっき鹿野さんもおっしゃっていたとおり、許認可申請と民事の分野が大きくあって我々仕事をしている。しかし、相談会をやると許認可申請の相談もあるが、相続や交通事故、近隣紛争はやっぱり多い。その辺をきちんと我々が対処できるような形にもってあげればと思うのですよね。

上林：実は20年くらい前に2千万円の損害賠償という話があったのですよ。他上業に任せていた案件でしてそのときは大事に至らずに済んだのですが、その辺の恐ろしさというのはその後の業務に生きてはいますし、今後もいろんな問題が出てくるのかなという気はしています。本会でも任意会でもそういう勉強会をどんどん行う必要がありますね。

滝沢：あとはやはりインフォームドコンセントですね。説明責任。依頼人が納得するまで説明をすることです。それと、新しい業務分野の開拓については、それを個々の事務所でやるのはなかなか難しいと思います。これはシンクタンクとかにお金を出し合って任せて、そこで専門的に検討してもらってそれを各事務所にフィードバックしてもらわなきゃ。そうでもしないと、私のような零細事務所でこれから新しい業務を考えて開拓していくというのは、これは実際問題難しいんです。

植木：一般の市民の方々にとって弁護士のイメージはやはり敷居が高い、報酬も高いというのが多いですね。行政書士はどうか?というのをやっているのかわからないとイメージしにくい部分が多いようです。

今後、代理権をアピールしていくことで、行政書士というものが一般の方たちにとってわかりやすいイメージを作り上げることができるのではないかと思います。大きな目でみると、行政書士という資格を将来にわたって活性化させていくためには何らかのビジョンが必要だと思います。「カバチタレ」を見て、弁護士でなくても法律問題を解決できるとか、これから試験を受けよう

している人や試験に合格したばかりの人の多くは業務内容についてはよくわからないでしょうから、このような方々にもPRをしていくとよいと思います。

西：民事における二割司法という話があります。民事において実際に悩んでいる人が八割、この人方は訴える方法もなくどうしたら解決するのかという話なのですね。毎年3千人弁護士が増えたとしても二割が三割になるかもしれないですけども、ほとんどの一般市民ははどうすればいいのか相変わらずわからないままかもしれません。そこを解決するためのADRだったり、我々が相談を受けて解決してあげる方法をもっと考えるべきだと思います。あとグレーゾーンの話がありましたが、お客さんとの間で契約書を作ったその時に、その後訴訟を起こされないような方法をとれば良いと思います。今後、私たちが実績を積み法律が改正されれば、行政書士でも訴訟分野の一部分を担えるようになる可能性だってあるのです。しかし、まずは我々が紛争を起こさないためにどうすべきかということをもっと考えてみるべきではないかと思っています。

篠原：本日皆さんのお話をいろいろ聞いてちょっと考えたのですが、先程から出ていたグレーゾーンというのは、僕はほとんどないような気がします。グレーか、白か黒かというのは基本的に、物事の判断なり分析などで後から振りかえってみてわかることだと思います。

おそらく、民事を深く突き詰めていくと、ここまで踏み込めるなという感覚がわかると思います。どこまで踏み込むか。質の部分と量の部分。なるべく量をこなして質を上げよう。そのためには、体系だった法律の理解が不可欠となるし、それを欠いているとちょっとしたボカで自分の首を絞めることになる。ただ代理というのは、意思表示の代理でしかないのです。契約書を作るのが代理とかそういうのはないのです。意思表示の代理で法律行為の代理。その原則を身につけて少しずつ前進していく、実績を積んでいく。行政書士は社会の人びとと同じ目線で生活していますから。商売は人と人ですからね、もっと我々の横のつながりも多くなる、進んでいけると思っているわけです。

鹿野：どうもありがとうございました。自由を得るとそれに応じた責任も負う。これは世の定説ではないかなと思います。皆さんさっそく支部でいろいろな疑問や課題をお持ち帰りいただいて、各支部で研修に活かしていただけたらと思います。

土井：改正法施行まであと1か月半くらいになるのですが、当初はたいへんな期待感があった訳ですね。この辺までのガイドラインを出してくれるのではないだろうかとか。でもやっぱり逆にかえって出なかったことによって動きやすくなった。自己責任のうえに自己研鑽に励みなさい、ということではないでしょうか。

鹿野：本日はお忙しいところ、座談会にご出席いただきまして会報編集委員一同感謝いたしております。本当にありがとうございました。

(平成14年5月22日 テレビ塔2Fライラックにて)



風俗営業許可申請の概要 第3回

札幌支部 滝沢俊行

6. 風俗営業の許可の基準その1. 人的欠格事項—法第4条第1項及び第24条関係

都道府県の公安委員会は、風俗営業を営む者（個人の場合は、営業者本人。法人の場合は、取締役、監査役など常勤、非常勤を問わず全員）は、以下の各号に該当する場合は、許可をすることができません。

また、風俗営業を営む者は営業所ごとにその営業所を管理する管理者1名を選任しなければなりません。

なお、申請に当っては風俗営業を営む者及び管理者個々の過去の犯罪歴などの欠格事由について、申請者から十分な事情聴取をしたうえ、「誓約書」を取り付けることが必要です。

- ① 禁治産者、準禁治産者、復権を得ていない破産者（ママ）。
- ② 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
- ③ 次の罪を犯し一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。

なお、執行猶予の言渡しを受けた者は執行猶予の期間内に新たに罪を犯さず、その期間が満了した時点で刑の言渡しを受けなかったものとみなされ欠格事由には該当しない。ただし期間内は当然該当する。

* 風適法違反（49条1項）無許可営業、不正許可・承認、名義貸し、営業禁止・停止違反

* 公然わいせつ罪

* わいせつ物頒布等罪

* 淫行勧誘罪

* 賭博罪若しくは常習賭博及び賭博場開帳等凶利罪

* 売春防止法違反

* 職業安定法違反（63条2号）有害業務周旋

* 出入国管理及び難民認定法（出管法）違反（73条の2第1項）不法就労助長、就労目的支配、不法就労周旋

* 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）違反（58条）有害業務派遣

* 労働基準法違反（62条2項、労働者派遣法44条2項の規定により適用される場合を含む。）未成年者有害業務就労

* 労働基準法違反（62条2項、労働者派遣法44条4項の規定により労働基準法62条2項の規定に違反したものとみなされたとき）不法事業所派遣

* 児童福祉法違反（34条1項5号、6号若しくは9号）15歳未満酒席接待業務、児童淫行、無権利者児童支配

- ④ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で以下のものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由（通常刑法、刑訴法等での相当とは60%程度の心証（有罪と推定される確証）を得られれば良いとされ、逮捕や起訴等が要件ということではない）がある者（いわゆる暴力団関係者）。

* 爆発物取締罰則違反（1条ないし3条）爆発物使用、同未遂、製造・輸入・所持・注文

* 商法違反（197条第2項ないし4項）総会屋

* 公務執行妨害及び職務強要罪

* 強制執行妨害罪

* 偽計競売等妨害罪

* 犯人隠匿等罪

* 証拠隠滅等罪

* 証人等威迫罪

* わいせつ物頒布等罪

* 強姦罪、同未遂罪

* 強姦致死傷罪、同未遂罪

* 賭博罪

- * 常習賭博及び賭博場開帳等図利罪
- * 富くじ発売等罪
- * 殺人罪、同未遂罪
- * 殺人予備罪
- * 傷害罪
- * 傷害致死罪
- * 暴行罪
- * 凶器準備集合及び結集罪
- * 逮捕及び監禁罪
- * 逮捕等致死罪
- * 脅迫罪
- * 強要罪
- * 威力業務妨害罪
- * 不動産侵奪罪
- * 強盗罪、同未遂罪
- * 強盗予備罪
- * 強盗致死傷罪、同未遂罪
- * 強盗強姦罪、同致死罪、同未遂罪
- * 公用文書等毀棄罪
- * 私用文書等毀棄罪
- * 建造物等損壊及び同致死傷罪
- * 器物損壊等罪
- * 暴力行為等処罰に関する法律違反
- * 盗犯等の防止及び処分に関する法律違反（2条ないし4条）常習強窃盗罪、常習累犯強窃盗罪、常習強盗傷人・強盗強姦罪
- * 労働基準法違反（117条又は118条1項）強制労働
- * 職業安定法違反（63条又は第64条1号、2号若しくは4号）就労強要、有害就労周旋、無許可紹介、兼業禁止違反、労働者供給事業違反
- * 児童福祉法違反（60条1項又は2項）禁止行為違反
- * 風適法違反（49条3項9号）客引き、児童立入、不法酒類提供
- * 大麻取締法違反（24条又は24条の2）大麻栽培・輸出入、大麻所持・譲受
- * 競馬法違反（30条3号又は33条2号）ノミ行為
- * 自転車競技法違反（18条2号又は20条3号）ノミ行為
- * 建設業法違反（45条1項1号若しくは3号又は46条1項1号、2号若しくは3号）無許可営業、不正許可、申請書不実記載、書類未提出・不実記載、欠格事由該当時未届
- * 弁護士法違反（77条）汚職行為
- * 火薬類取締法違反（58条1号ないし4号又は59条2号、4号若しくは5号）無許可製造業、無許可製造、無許可販売、無許可輸入、貯蔵方法、火薬庫設置義務、火薬庫検査義務、屋外販売禁止、不法所持、取扱者制限、保安責任者等設置義務、保安責任者代理専任義務、不良火薬類措置、混包等禁止、無許可火薬庫等設置、不法譲受
- * 小型自動車競走法違反（24条2号又は26条3号）ノミ行為
- * 毒物及び劇物取締法違反（24条1号）不正製造、不正輸入、不正販売・授受
- * モーターボート競走法違反（27条2号又は29条3号）ノミ行為
- * 覚せい剤取締法違反（41条、41条の2、41条の3第1項1号、2項（同条1項1号に係る部分に限る。）3項（同条1項1号及び2項に係る部分に限る。）又は41条の11）不正輸出入、不正所持・授受、不正使用、営利目的の使用禁止行為・同未遂、不正授受周旋
- * 旅券法違反（23条1項1号）不実記載、不正交付
- * 宅地建物取引業法違反（79条1号、2号、第82条1号、2号（12条2項に係る部分に限る。）3号、83条1項1号（9条及び53条（63条の3第2項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。））不正免許、無免許営業、不正表示・広告、無届変更

- * 麻薬及び向精神薬取締法違反（64条、65条及び66条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。））不正輸出入・製造、不正授受・小分け・所持・同未遂、無許可処分・同未遂、無許可栽培
 - * 武器等製造法違反（31条又は第31条の2第1号若しくは4号）無許可製造・同未遂、事業停止命令違反、無許可修理
 - * 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）違反（5条）高利貸し
 - * 売春防止法違反（6条、7条2項、3項（同条2項に係る部分に限る。）、8条1項（7条2項に係る部分に限る。）、10条又は12条）売春周旋・周旋目的勧誘等、売春強要・同未遂、ピンハネ、売春契約、管理売春
 - * 鉄砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）違反（31条から31条の4まで、31条の7から31条の9まで、31条の11第1項1号若しくは2号若しくは2項、31条の12、31条の13、31条の15、31条の16第1項1号から3号まで若しくは2項、31条の17、31条の18第1号、32条1号、3号若しくは4号又は35条2号（22条の2第1項及び22条の4に係る部分に限る。））発砲、無許可輸入・同未遂、無許可所持・同実包所持等、無許可譲渡・譲受、無許可実包輸入、無許可実包所持、無許可実包譲渡・譲受・同未遂、無許可部品輸入・同未遂、（囹捜査の）無許可所持・無許可譲渡・譲受・実包所持、無許可譲渡・譲受周旋、無許可部品譲渡・譲受周旋、登録銃砲移転届出義務違反、刀剣類不法所持、譲渡制限違反、模造刀剣類不法所持
 - * 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）違反（25条1号若しくは6号又は26条2号の2若しくは5号）無許可営業、不法投棄、不法業務委託
 - * 火災びんの使用等の処罰に関する法律違反（2条又は3条）火災びん使用・製造・所持
 - * 貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）違反（47条2号、48条3号又は49条2号若しくは4号から6号）無許可営業、取立規制違反、貸付条件揭示・広告義務違反、法定帳簿設置義務違反・法定帳簿虚偽記載、白紙委任状規制違反、過剰貸付
 - * 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）違反（59条1号（4条3項に係る部分に限る。））非適用業務派遣事業
 - * 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（麻薬特例法）違反不法輸出入・譲渡・譲受、不法収益隠匿、不法収益收受、（囹捜査の下での）輸出入・譲渡・譲受、薬物犯罪教唆
 - * 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（特定債権規制法）違反（75条1号、76条7号、80条13号、14号）無許可営業、貸付・媒介等禁止違反、標識非表示、類似標識表示
 - * 不動産特定共同事業法違反（52条1号、2号、55条1号（5条1項に係る部分に限る。）、56条1号、3号）無許可営業、不正許可、許可申請書虚偽記載、無変更届・虚偽届出、標識・類似標識表示
- ⑤ 精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者（ママ）。
- ⑥ 法26条1項の規定（営業の停止等）により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であったもので当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。））。
- ⑦ 26条1項の規定（営業の停止等）による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に法10条1項1号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの。
- ⑧ ⑦に規定する期間内に合併により消滅した法人又は10条1項1号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前⑦の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの。
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- ⑩ 法人の役員にあつては、上記①から⑧までの欠格事由（未成年者を除く）に該当する者。
- ⑪ 管理者にあつては、未成年者及び上記①から⑧までの欠格事由に該当する者。

（以下 次号）



新入会員

ふじた そういち
藤田 惣一 昭和11年2月22日生

札幌支部 平成14年5月1日入会
事務所 札幌市東区北41条東15丁目1番28号
TEL 011-752-7293

(コメント)



こん かずお
今 一男 昭和16年10月16日生

札幌支部 平成14年6月1日入会
事務所 札幌市白石区川下4条2丁目4番17号
TEL 011-874-5036 FAX 011-874-5036

(コメント)

この春、定年退職となり、第二の人生に行政書士登録・開業(主に民事渉外関係)しました。白石区の今と申します。何卒、よろしく願い申し上げます。



しんどう ようじ
進藤 洋次 昭和22年3月20日生

札幌支部 平成14年5月15日入会
事務所 札幌市厚別区厚別北3条5丁目3番3号
TEL 011-894-5195 FAX 011-894-5195

(コメント)

大夕張出身です。長かったサラリーマンにおさらばし、皆様のお仲間となり頑張ります。不安でいっぱいですがよろしくご指導の程お願い申し上げます。

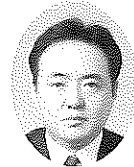


さとう まさかつ
佐藤 正勝 昭和43年1月4日生

札幌支部 平成14年6月1日入会
事務所 札幌市南区石山1条7丁目26番27号
TEL 011-591-0450

(コメント)

右も左もわからず、目指すべき行政書士像もきちんと描けずにはいますが、毎日少しずつでも前進していけたらと思っています。よろしく願います。



あらおか つぐゆき
荒岡 亜之 昭和16年1月21日生

札幌支部 平成14年5月1日入会
事務所 札幌市西区発寒10条4丁目1番56号
TEL 011-662-0643 FAX 011-662-0643

(コメント)

この度、行政書士会に入会いたし、身の引き締まる思いです。書士の仕事については、まだまだ勉強不足ですので、諸先輩のご指導を賜りたくよろしくお願い致します。



やまだ くにお
山田 國夫 昭和17年8月27日生

札幌支部 平成14年6月1日入会
事務所 札幌市西区発寒10条11丁目1番1-107号 ロピア札幌西107号
TEL 011-664-7646

(コメント)



ながお なおあき
長尾 直昭 昭和17年3月31日生

札幌支部 平成14年6月1日入会
事務所 札幌市西区琴似2条3丁目2番5-1301号
TEL 011-616-5061 FAX 011-616-5061

(コメント)

みなさまのご助言、ご指導をいただきながら、信頼される行政書士をめざします。どうぞ、よろしくお願い致します。



ひさむら りゅういち
久村 隆 昭和22年6月12日生

札幌支部 平成14年5月1日入会
事務所 恵庭市島松寿町2丁目31番地の10
TEL 0123-36-5770 FAX 0123-36-5770

(コメント)

この度行政書士会に入会させていただきました。これまで諸先輩がらっぱに築いてこられました行政書士会の名を汚す事なく日々修練努力して行く所存で御座いますので宜しく御指導お願い申し上げます。



やまぐち のぶゆき
山口 伸行 昭和45年8月13日生

札幌支部 平成14年5月1日入会
事務所 北広島市西の里北3丁目7番地8
TEL 011-374-3607 FAX 011-375-3802

(コメント)

北海道と農業を愛し、東京から移住してきました。経理業務を得意としております。今後ともご指導のほど、よろしくお願い致します。



いわさき ひでと
岩崎 英人 昭和38年2月17日生

函館支部 平成14年5月1日入会
事務所 函館市富岡町2丁目52番11号
TEL 0138-43-1863 FAX 0138-43-1863

(コメント)

早く一人前の実務家になる様努めます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。



いしくろ まさとし
石黒 正敏 昭和19年1月14日生

函館支部 平成14年5月1日入会
事務所 函館市富岡町1丁目13番9号
TEL 0138-42-4100 FAX 0138-42-3400

(コメント)

この度、行政書士会の一員とならせていただきました、石黒と申します。皆様のご指導を宜しくお願い致します。



たかはし ゆきお
高橋 幸雄 昭和12年2月4日生

函館支部 平成14年6月1日入会
事務所 函館市柏木町15番9号
TEL 0138-53-2179 FAX 0138-53-2179

(コメント)

高橋幸雄です。税理士との兼業ですが、どの様な業務が自分に出来るのかについては、これから勉強します。



ふるかわ よしいち
古川 義一 昭和13年2月4日生

小樽支部 平成14年5月1日入会
事務所 余市郡余市町富沢町10丁目30番地1
TEL 0135-22-4189 FAX 0135-22-4189

(コメント)

この度、かねてより準備いたしておりました、行政書士事務所を開設できました。北海道事務所の暖かいご指導の賜物と感謝いたします。行政38年の経験は経験として、皆様のご支援をいただきながら、中立公平を心に誠実に社会貢献のため努力いたしますので、どうぞよろしくご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

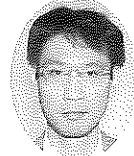


はしもと ひとし
橋本 齊 昭和43年9月20日生

小樽支部 平成14年6月1日入会
事務所 小樽市奥沢3丁目14番2号
TEL 0134-27-3341 FAX 0134-27-3346

(コメント)

この度、6月に入会させていただきました。研鑽を重ね地域、住民の最も身近な法律家として社会に貢献できるよう努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。





ささき よしゆき
佐々木 芳 幸 昭和34年4月8日生
 小樽支部 平成14年6月1日入会
 事務所 小樽市入船2丁目5番11号
 TEL 0134-33-1922 FAX 0134-33-1922
 (コメント)
 年齢だけは、ベテランの域に達していますが、何もわからない新人なので宜しく御指導願います。



さとう まさる
佐藤 勝 昭和16年12月5日生
 小樽支部 平成14年6月1日入会
 事務所 小樽市桜1丁目10番23号
 TEL 0134-54-1554 FAX 0134-54-1554
 (コメント)
 40有余年の公務員生活を無駄にせず、地域の皆様に少しでもお役に立ちたいと考え、入会することに致しました。当面は、今まで感心を持って、お手伝いしてきた経理事務を手初めに、研修、研鑽を積み、仕事の幅を広げてまいりたいと考えております。先輩諸先生のご指導をお願い申し上げます。



わたり たけひこ
渡利 竹彦 昭和40年6月23日生
 空知支部 平成14年5月1日入会
 事務所 滝川市黄金町西4丁目1番38号
 TEL 0125-22-0353
 (コメント)



なりた みちあき
成田 通明 昭和48年11月27日生
 空知支部 平成14年5月1日入会
 事務所 美瑛市東3条北1丁目5番25号
 TEL 01266-2-1018
 (コメント)

東京都行政書士会
 より移転



にしのかつあき
西 埜 克明 昭和17年3月25日生
 旭川支部 平成14年5月1日入会
 事務所 留萌郡小平町字小平町347番地1
 TEL 0164-56-2345 FAX 0164-56-2345
 (コメント)



しみず こうさぶろう
清水 孝三郎 昭和16年12月12日生
 旭川支部 平成14年5月1日入会
 事務所 上川郡美瑛町栄町2丁目3番10号
 TEL 0166-92-3264
 (コメント)
 このたび新しく皆様方の仲間入りさせていただきました。本年3月末、美瑛町役場を定年となりまして、かねてより私の希望がかなない喜びもひとしおでございます。今後共に地域住民と行政のパイプ役として精進したいと存じます。よろしく御指導を賜りますようお願いいたします。



おはし としゆき
大橋 利之 昭和29年7月8日生
 旭川支部 平成14年6月1日入会
 事務所 天塩郡幌延町2条南1丁目19番地1
 TEL 01632-5-1234 FAX 01632-5-1234
 (コメント)
 利尻サロベツ国立公園を望む幌延町にて開業した“華の独身”です。併せて稚内市、当町、美深町にて進学塾を運営しています。各方面の方よろしく御指導下さい。



すぎよし かずひこ
杉 吉 和彦 昭和46年8月14日生
 旭川支部 平成14年6月1日入会
 事務所 旭川市春光台4条1丁目7番19号
 TEL 0166-52-7897
 (コメント)
 ITで世界は身近になりました。行政は世界より身近な存在のはずです。私はITでそのお手伝いをしたいと思います。



しいな たかこ
椎名 貴 誇 昭和37年9月15日生
 苫小牧支部 平成14年5月1日入会
 事務所 苫小牧市汐見町3丁目15番19号
 TEL 0144-31-6982 FAX 0144-31-6983
 (コメント)
 司法書士、行政書士として時代のニーズにあったローサービスを提供していきたいと思ひます。



おがさわら ゆきお
小笠原 幸 男 昭和11年10月1日生
 十勝支部 平成14年5月1日入会
 事務所 上川郡清水町南1条7丁目3番地3
 TEL 01566-2-1505 FAX 01566-2-1506
 (コメント)
 平成14年5月1日登録し、北海道行政書士会の仲間入りをしましたので、よろしくお願ひします。司法書士兼業、趣味、登山、山菜とり、ゴルフ



ふくだ ひろかつ
福田 洋 勝 昭和16年12月24日生
 十勝支部 平成14年5月1日入会
 事務所 帯広市自由が丘1丁目12番地2 リバティカツビルII
 TEL 0155-38-5517 FAX 0155-38-5518
 (コメント)
 5月に入会させていただきました福田です。誠実をモットーに地域の人々に役に立てればと思っております。先輩会員の皆様、特に十勝支部の皆様ご指導宜しくお願ひ致します。



たかやま まさおみ
高山 正 臣 昭和17年8月10日生
 十勝支部 平成14年5月1日入会
 事務所 帯広市西13条北5丁目1番地36
 TEL 0155-41-6567 FAX 0155-41-6567
 (コメント)
 この5月に登録になりました高山と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。



かわい つねのり
河合 恒 生 昭和19年6月27日生
 十勝支部 平成14年6月1日入会
 事務所 帯広市西6条南5丁目3番地
 TEL 0155-22-5000
 (コメント)



ながさわ しんじ
長 沢 晋 司 昭和39年12月15日生
 釧路支部 平成14年6月1日入会
 事務所 釧路市南大通2丁目2番16号 マークTNビル302号室
 TEL 0154-42-0555 FAX 0154-42-0555
 (コメント)
 スポーツ観戦が好きな釧路支部の長沢晋司です。街の身近な法律家として、人の役に立てよう頑張っていきたいと思ひます。

平成14年度新入会員研修会開催のご案内

本年度の新入会員研修について下記のとおり実施することになりましたので、参加ご希望の対象新入会員の皆様は下記要領に従って参加の申し込みをして下さい。尚、受講料は無料ですが事前申し込みを必ずして下さい。

- 1 日 時／平成14年8月22日(木) 10時開講 ～ 24日(土) 15時閉講 (3日間)
- 2 場 所／きょうさいサロン「高砂」 (札幌市中央区北4条西1丁目共済ビル8F TEL 011-280-6711)
- 3 受講対象者及び予定参加者数
 - ・対象者……………新入会員 (平成12年度～14年度入会者を原則とする)
上記以外の会員からの申込みは (原則として) お断りします。
 - ・予定者数……………60名
注) なるべく早めにお申し込みください。定員を超えた場合は会場の都合でお断りさせていただきます。
- 4 研修の方法／実務経験豊富な行政書士会会員による研修
- 5 研修科目
 - 第一日目 [22日(木)]
 - 第一講 基調講義「今、行政書士に求められていること」
 - 第二講 「新入行政書士に必要な基本事項」
 - 第三講 「行政手続法と行政書士」
 - 第四講 「行政書士の会計知識」
 - 第五講 「契約書の作成」
 - 第二日目 [23日(金)]
 - 第六講 「建設業許可申請」
 - 第七講 「産業廃棄物収集運搬許可」
 - 第八講 「会社設立」
 - 第三日目 [24日(土)]
 - 第九講 体験談「私の新人時代と新入会員の時になすべきこと」
 - 第十講 「遺言と成年後見」

※第二日目終了後全員参加の懇親会を行います。
懇親会費は3,000円程度を予定しています。
※研修科目については、若干内容を変更する場合があります。
※参加会員は名刺を多めに持参してください。

- 6 申込方法／受講希望者は、以下によりFAX又はメールで8月15日まで本会事務局にお申し込み下さい。

TEL 011-221-1221
北海道行政書士会 FAX 011-281-4138
メールアドレス gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

「平成14年度新入会員研修会受講申込書」

会 員 名 : _____

所属支部 : _____

会員番号 : _____

受講月日	8 / 22	8 / 23	8 / 24
受講の有無			

※受講の有無を日にち毎に○×で表示して下さい。

平成14年度行政書士試験の実施について

- ☆試験日程 平成14年10月27日(日) 午後1時～午後3時30分
- ☆試験場所(道内関係分) 北海学園大学 豊平校舎
函館勤労者総合福祉センター(サン・リフレ函館)
道北経済センタービル(旭川商工会議所)
釧路公立大学
- ☆試験案内及び受験願書の配布 平成14年8月1日(木)から
- ☆配布場所 北海道行政書士会
北海道総合企画部地域振興室市町村課
各支庁地域政策部振興課
(財)行政書士試験研究センター ※郵送はここのみ取扱
- ☆受験願書の受付 <受付期間> 平成14年8月5日(月)～8月30日(金)
<受付場所> (財)行政書士試験研究センター

～行政書士試験に関するお問い合わせ～

財団法人行政書士試験研究センター 〒153-0051 東京都目黒区上目黒3-6-18 TYビル7F
TEL 03-5725-7460

全国行政書士出入国事務研修会が開催されました

6月14日の日行連総会終了後、札幌第一ホテル別館において、福岡会の住吉隆行先生を講師とした全国研修会が開催されました。「在留手続きの実務実例」をテーマとして、1時間30分にわたる実務的な研修となりました。また、特別講演として、広島会の家森健先生による「申請取次と電子申請」と題した講演も併せて行われました。

研修会には在留手続きを専門とする行政書士のほか、北海道会の会員、弁護士や市民の参加もありました。各地域からの報告として、東京会の榎本行雄先生、京都会の姫田格先生よりそれぞれの地域の状況について報告がありました。研修会終了後は会場を移し、グラスを片手に立食パーティーが行われました。

(取材・文責 田中浩貴)



住吉先生 家森先生 姫田先生 榎本先生



出張封印代行業務開始



1月8日甲種受託者との確認書の締結以来、会員に対する制度説明会を開催するなど希望者を募って参りましたが、6月までに出張封印代行希望者206名(実人員126名)の会員の方々が、各自家用自動車協会(8協会)と「出張封印作業代行実施契約書」を締結し、業務を開始する運びとなりました。

既に、札幌地区自家用自動車協会と契約した封印代行行政書士の方々は、去る6月12日札幌陸運支局封印担当官及び自家用自動車協会関係者から、出張封印取付作業の実務について研修を受けるなど適正な業務の推進に努めております。

斡旋物資の取り扱いについて

本会では、斡旋物を取り扱っております。ご希望の方は下記によりお申し込み下さい。

記

- ・申し込み方法 電話、FAX等で申し込みと同時に代金(送料は着払い380円とします。)を振込下さい。
- ・申 込 先 060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 タキモトビル2F
北海道行政書士会
TEL:011(221)1221 FAX:011(281)4138
- ・振 込 先 北洋銀行 本店(普) 0742651
北洋銀行 札幌南支店(普) 0570344
北海道銀行 本店(当) 19116
札幌銀行 本店(普) 389444
振替口座 02730-0-8224

斡 旋 物 価 格 表

品 名	内 容	価 格
事 件 簿	A4判1冊42枚1008欄	550円
領 収 証	1冊(2枚複写50組綴)A5判	340円
領収(請求)証	1冊(領収証、請求書、控3枚複写50組綴)A5判	460円
請 求 書	1冊(2枚複写50組綴)A5判	340円
職 印	つけ材18ミリ角(6分角)	11,000円
行政書士徽章	金張仕上げ、ネジ式及びタイタック式、直径16mm	4,000円
補助者章	銀色12mm、タイタック式	600円
名 刺	プレス入り(100枚)	1,700円
会員事務所看板Aタイプ	アクリル板、(骨白色)黒文字(横50cm×縦35cm)	6,200円
会員事務所看板Bタイプ	アルミ地、黒文字不銹性豪華仕上げ、ガラス張り 主板サイズ 400mm×500mm 額縁サイズ 422mm×522mm	17,500円
表 札	高級緑青銅板仕様、角G書体(横12cm×縦56cm)	6,200円
戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書	1冊(2枚複写50組綴)日本行政書士会連合会統一用紙	750円
委任状(一般)	1冊50枚綴り A4判	340円
内容証明	1冊30枚綴り B4判	330円

注) 戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書については、別途 購入申込書が必要です。

業務資料

品 名	内 容	価 格
建設業許可申請の手引	新規・更新・変更届 監修/北海道土木部管理課	2,000円
決算報告書作成の手引	監修/北海道土木部管理課	1,800円

品名	内容	価格
建設業許可申請書	1組	1,000円
〃 (更新)	1組	600円
決算報告書(3枚)	3枚組	490円
〃 (2枚)	2枚組	430円
財務諸表(法人)	1部	250円
〃 (個人)	1部	200円
決算報告入力票	3枚1組	200円
変更届出書 22号の2	1枚	100円
工事経歴書 2号	1枚	20円
直前三年 3号	1枚	20円
使用人数 4号	1枚	20円
誓約書 6号	1枚	20円
経営管理責任証明書 7号	1枚	100円
実務経歴証明書 9号	1枚	20円
専任技術証明書 8号(1)	1枚	100円
〃 8号(2)	1枚	40円
許可申請者略歴書 12号	1枚	20円
株主調書 14号	1枚	20円
別表	1枚	40円

お知らせ・4 information

十勝・釧路支部事務局変更について

支部事務局所在地が、下記のとおり変更になりました。

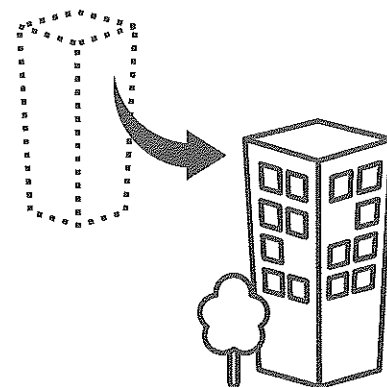
記

十勝支部事務局所在地

〒080-0018
帯広市西8条南11丁目1番地4
瀬尾肇仁事務所内
電話番号 0155(27)3777
FAX番号 0155(23)8310

釧路支部事務局所在地

〒088-0624
釧路郡釧路町新開3丁目29番地2
佐藤社労行政事務所内
電話番号 0154(36)1429
FAX番号 0154(36)1419



※ なお、電話番号、FAX番号は変更ありません。

支部業務研修会開催状況

支部	開催年月日	開催場所	研修科目	講師	受講者数
室蘭	H14. 4.20	室蘭市 室蘭市中小企業センター	・ 運行計画書の作成	北海道行政書士会 室蘭支部監事 谷口 孝昭	11
苫小牧	H14. 6.26	苫小牧市 苫小牧市民会館	・ 建設業の現状 ・ 経営事項審査の一部改正について	胆振支庁建設指導課 土木係長 高橋 利明 主 事 佐々木美幸	23
空知	H14. 7. 6	滝川市 滝川ホテル三浦華園	・ 農地法第5条の申請（申請書と添付図面） ・ 農地法第5条申請の初歩的実践（書き方の提出図面）	北海道行政書士会 空知支部副支部長 計良 邦雄	17

各支部の研修会予定

	研修	予定日	開催場所	テーマ	講師
函館	市民講座	7月27日	函館市 亀田福祉センター	「遺言と相続について」	公証人 中野正紀先生
空知	第二回研修会	10月予定	奈井江町 奈井江温泉	「民法関係」	札幌支部長 板垣俊夫先生
	行政相談会	10月予定	奈井江町 場所未定		
旭川		7月		風俗営業許可申請	
		8月		業務書式作成の初歩と応用(ワード・エクセル)	
		9月		産業廃棄物関連の許可申請	
		10月		北海道行政書士会 前会長の講話	

本会の主要行事

月日	行事名	時間	開催場所
5/7	会報編集委員会	15:00~18:00	本会役員室
13	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
14	会報編集委員会	15:00~18:30	本会役員室
22	常任理事会	13:00~17:00	エルム会館
22	総務部会	16:00~17:00	本会役員室
23	第43回定時総会	10:00~16:00	ホテルライフオーツ札幌
6/5	高度情報化対応委員会	13:30~16:00	本会会議室
7	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会会議室
12	業務部会	13:00~16:30	本会役員会
18	会報編集委員会	15:00~17:00	本会役員会

ご逝去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

札幌支部（白石区）三五七八番

野原隆雄

去る平成十四年六月十七日にて永眠
(享年五十四歳)

お知らせ・5 information

日高・室蘭・苫小牧3支部合同研修会のお知らせ

- 日程 ・ 9月7日(土)14時～ ・ 9月8日(日)
- 研修場所 様似アポイ山荘 様似郡様似町字平宇(ヒラウ)479-7
- 講師 北海道会常任理事 篠原 賢吾 先生
- 研修内容 代理の落とし穴 ～今後、気をつけて業務を行なう為に！～
- 担当支部 日高支部

※お問い合わせは日高支部 支部長まで



会員の処分について

会則第56条の7及び第56条の8の規定に基づき、会員の処分を行ったので、
本会及び各支部の掲示場に掲示します。

平成14年7月

北海道行政書士会

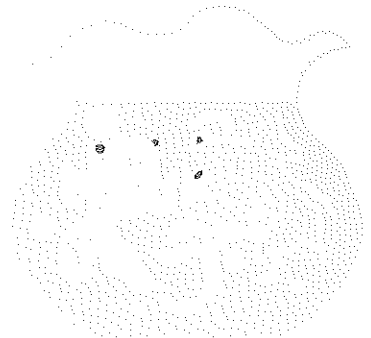
表紙のことば

「初夏の襟裳岬」

北海道の背骨と呼ばれる険しい日高山脈がしだいに標高を下げそのまま太平洋に沈んでいく、壮大な大自然のドラマを実感できる襟裳岬。風速10m/sの風が1年に290日を超える我が国有数の強風地域。遠く2km沖まで岩礁地帯が続く光景は、見る人を感動させます。

この岬に建つ「風の館」の入口のカルマン回廊では、光や音で風を体感できます。また、天気の良いれば管内からカメラの操作や双眼鏡等でゼニガタアザラシを観察することもできます。

(画 札幌支部 神田 務 会員)



INDEX

ホームページコーナー・電脳行政書士通信は
お休みさせていただきます。

目次

第43回定時総会	2
平成14年度日本行政書士会連合会 定時総会	3~4
第22回日本行政書士政治連盟 定期大会	5
Shibu.com ~支部ドットコム~「特集 日高」	6~8
総務大臣表彰を受賞	9
コラム	9
特集 代理権「特別企画座談会」	10~13
風俗営業許可申請の概要 第3回	14~16
新入会員	17~18
平成14年度新人会員研修会開催のご案内	19
平成14年度行政書士試験の実施について	20
全国行政書士出入国事務研修会	20
出張封印代行業務開始	20
幹旋物資の取り扱いについて	21~22
十勝・釧路支部事務局変更について	22
支部業務研修会開催状況	23
各支部の研修会予定・本会の主要行事	23
日高・室蘭・苫小牧3支部合同研修会のお知らせ	23
会員の処分について	23
忙中閑有	24

忙中閑有

今世紀最初のワールドカップが開催されました。開催地が決まるまでは、韓国、日本とも熾烈な誘致合戦を展開しましたが、なぜか「韓日共催」となり、こんなものありかあ~なんて思いました。なぜ開催国が一国でないのか。散々開催地決定を引き延ばし、いよいよ切羽詰ったFIFAが「まあ、アジアだからこれでいいんじゃないの」との結論を出したのかと思いました。なんてこった。

5月30日のゲームで、あの「王者 フランス」が負けたのには驚きましたが、それよりも観客席の空席には驚きました。数々の抽選に漏れ、テレビ観戦でも致し方なしと思っておりましたが、どうにも納得できませんでした。

そして、札幌で日行連の総会のあった日の、午後5時、日本は予選リーグ1位通過という、とてつもない偉業を成し遂げました。その夜は、友人と滅多にない楽しい祝杯をあげていた最中、多分世界中殆どの人が、十中八九ポルトガルの勝利と思っていたところに、韓国勝利 予選リーグ1位通過の知らせが入りました。

ジーンと目頭が熱くなるほど、感激しました。世界で初めての共催で、しかも2つのホスト国が予選リーグ1位通過など、誰も予想できない事態が起こりました。監督、選手、関係者の皆様の努力は大変なものだと思いますが、それを支えたサポーターの皆さん、ありがとうございます。そして、私も含めワカサポーターも十分楽しませてもらいました。そして、共催などとてもないと思っていた自分が恥ずかしくなりました。今回の事がひとつのモデルケースとなって、世界中の紛争が少なくなればとても嬉しい事です。そして、今後このような祭典があれば、ボランティアも含め積極的に係わって行きたいと思えます。そして、欲をいえば、4年後のドイツ大会にはもう少し余裕を持ってワールドカップを楽しめる自分になりたいと思えます。

(文責・斉藤 秀一)

2002.7.第251号

平成14年7月25日発行

発行人	佐藤 隆一
編集人	鹿野 ひとみ
編集委員	田中 浩貴
編集委員	西 直人
編集委員	斉藤 秀一
発行所	北海道行政書士会
印刷所	(株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060-0001

取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
北洋銀行本店 (普0742651)
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)
札幌銀行本店 (普389444)

振替口座 02730-0-8224番

会員数の概要

(名)

総 会 員 数				前年同月比	前 月 比
1,360				+ 20	+ 4
男性	1,267	女性	93		

次号の記事の締切は8月31日です。

平成14年6月末日現在